

仕 様 書

京都市環境政策局埋立事業管理事務所
(担当 吉川、細川 電話 075-572-8465)

件 名	令和8年度京都市東部山間埋立処分地昇降機設備保守・点検業務委託
契約期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
契約条件	<p>1 業務の詳細は、「令和8年度京都市東部山間埋立処分地昇降機設備保守・点検業務委託仕様書」による。</p> <p>2 業務の履行場所 (別紙8参照) 施設名：京都市東部山間埋立処分地 所在地：京都市伏見区醍醐上山田1番地他</p> <p>(1) 昇降機1号機 施設名：総合管理事務所 所在地：京都市伏見区醍醐上山田1番地</p> <p>(2) 昇降機2号機 施設名：ダムサイト管理事務所 所在地：京都市伏見区醍醐陀羅谷1番地96</p> <p>3 委託する昇降機設備 (別表) による。</p> <p>4 保守・点検業務の作業実施日及び時間は、原則として以下とする。 閉庁日 (毎週土・日曜日及び年末年始 (12月29日～1月3日)) を除く、9時00分から17時00分まで</p> <p>5 遠隔監視業務の有無 (<input checked="" type="checkbox"/> を採用する。) <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</p>

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

(別表)

委託する昇降機設備

	メーカー 及び型式	機械 室の 有無	設 置 年	着 床 数	用 途	積載 荷重 (kg)	定 員 (名)	定格 速度 (m/分)	付加仕様
1	三菱電機製 油圧式 エレベーター	有	1998	2	乗用	750	11	45	コントローラ HEA-C 火災時管制運転装置 地震時管制運転装置 停電時自動着床装置 オートアナウンス付加
2	三菱電機製 油圧式 エレベーター	有	1998	4	乗用	750	11	45	コントローラ HEA-C 火災時管制運転装置 地震時管制運転装置 停電時自動着床装置 オートアナウンス付加

令和8年度京都市東部山間埋立処分地昇降機設備保守・点検業務委託仕様書

1 総則

本仕様書は、京都市が委託する昇降機設備の保守・点検業務に係る仕様書である。業務の実施にあたっては、本仕様書及び関係法令を遵守し、常に良好な状態に維持できるよう、保守・点検を確実に実施すること。

2 契約の種別

POG 契約とする。

3 用語の定義

本仕様書において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「保守」とは、清掃、注油、調整、消耗部品及び材料の補充・交換、ネジの増し締め等を行うことをいう。ここで、「消耗部品及び材料」とは、(別紙1)に示すものとする。
- (2) 「点検」とは、損傷、変形、摩耗、腐食、発生音等に関する異常・不具合の有無を測定器具の使用又は目視等により調査し、保守及びその他の措置が必要かどうかの判断を行うことをいう。点検は、計画的な実施に限らず、不時の故障・事故等が発生した場合の出動要請に対応する緊急点検も含まれる。また、本業務の一部において遠隔監視を行う場合にあっては、当該業務を含む。
- (3) 「POG (Parts・Oil・Grease の略) 契約」とは、保守及び点検のみを行い、消耗部品及び材料を除き、劣化した部品の取替えや修理等を含まない契約方式をいう。
- (4) 「遠隔監視」とは、受託者の監視センター等において、通信回線を利用して常時昇降機設備の異常・不具合の有無を監視することをいう。(かご内のインターホン等による当該監視センターとの直接通話を含む。)
- (5) 「主たる業務」とは、本仕様書に定める委託事項のうち、履行場所において行う保守・点検作業をいう。
- (6) 「専門技術者」とは、昇降機設備の構造・仕様を熟知し、かつ昇降機の保全に関する相当の実務経験を有する技術者をいう。

4 委託事項

京都市(以下「甲」という。)は、受託者(以下「乙」という。)に対し、昇降機設備の保守・点検業務について次の事項を委託する。

- (1) 保守・点検作業の実施及び報告書の作成

建築保全業務共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部)の最新版(以下「共通仕様書」という。)に掲げる昇降機設備の種類に応じて定められた作業項目、作業内容、周期により、現地で直接作業を行い、保守・点検報告書により点検結果及び異常個所を報告する。報告書の様式については乙が定めるものとする。

- (2) 建築基準法第12条第4項に規定する定期点検(以下「定期点検」という。)の実施及び報告書の作成

ア 定期点検は契約期間内に1回実施するものとし、前回の定期点検実施後、概ね1か年が経過する日を選定する。

イ 定期点検結果の報告書は、「建築基準法施行規則」別記第三十六号の四様式による報告書、別記第三十六号の五様式による定期検査報告概要書及び「平成20年3月10日国土交通省告示第283号」第1各号に掲げる昇降機設備の種類に応じ、第2各号に定める検査結果表を利用する。

(3) 遠隔監視の実施

乙の遠隔監視装置により、以下の故障・異常信号を受信した場合及びかご内のインターホン等により通報を受信した場合は、緊急に専門技術者を現地に派遣し、適切な措置を講じる。

- (ア) 閉じ込め故障
- (イ) 起動不能故障
- (ウ) かご停止時の着床不良
- (エ) ドア開閉故障
- (オ) 昇降機用動力電源及び制御盤電源の停電
- (カ) 遠隔監視装置の停電
- (キ) 安全装置動作
- (ク) 制御関連機器の異常

(4) 故障・事故等の対応

ア 乙は、24時間出動体制を整え、不時の故障・事故等に対し、最善の手段で対処する。

イ 乙は、昇降機設備に閉じ込め又は機能停止が生じた場合は、甲からの連絡により、可能な限り速やかに、専門技術者を現地に派遣し適切な措置を講じるよう努める。この場合において、甲の出動依頼から現地に到着するまでの目標時間は60分とする。

(5) 情報提供

乙は、昇降機設備の安全確保及び関係法令の改正等に係る情報を収集し、適宜甲に提供する。

(6) 「昇降機の適切な維持管理に関する指針（国土交通省）」（以下「指針」という。）に関する
こと。

ア 乙は、次に掲げる責任を果たすよう努めなければならない。

- (ア) 契約に基づき、甲に対して保守・点検の結果（不具合情報を含む）を文書等により報告しつつ、適切に保守・点検の業務を行う。
- (イ) 点検の結果、本契約の範囲を超える修理又は機能更新が必要と判断した場合は、当該修理又は機能更新が必要な理由等について、文書等により十分な説明を行う。
- (ウ) 甲が昇降機設備の維持管理に関する助言を求めた場合その他必要に応じて、適切な提案又は助言を行う。
- (エ) 昇降機設備において、安全な運行に支障が生じるおそれのある製造上の欠陥の可能性があると判断した場合は、速やかに甲及び当該昇降機設備の製造者にその旨を伝える。
- (オ) 対象昇降機設備に係る不具合情報を収集・検討し、保守・点検の方法が原因となるものがないか、その検討を行う。

イ 昇降機設備における死亡事故若しくは重傷事故が発生した場合、その事故の原因が機器の異常等に起因する可能性があるとき、乙は、迅速かつ有効な再発防止対策につなげると

いう公益性の観点から、速やかに甲と協同し指針別表1の昇降機事故報告書を作成すると共に、報告に係る業務の補助・代行を行う。

5 再委託等の禁止

乙は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

6 委託料の支払

- (1) 委託料は、原則として複数回に分割し、既済部分の対価に相当する額を支払うものとする。分割の回数は甲乙協議の上定める。
- (2) 乙は、前項で定めた期間ごとに実施する業務及びその経費を示した内訳書を、甲に提出する。
- (3) 乙は、業務の日程等の変更に伴い内訳書に変更が生じる場合は、速やかに変更した内訳書を甲に提出しなければならない。
- (4) 委託料の前払いは行わない。

7 費用の負担等

- (1) 甲は、本業務の実施に伴い必要となる電気・水道を無償提供する。
- (2) 乙は、本業務を実施するため現地の状況に応じて、乙の負担により、乙が所有する機器・部品・備品・電話等の配線（以下「所有機器等」という。）を対象昇降機設備又は建物に設置する。
- (3) 甲の責めに帰すべき事由又は甲の意向による所有機器等の修理、取替等に要する費用は、甲の負担とする。
- (4) 乙は、本契約が終了したときは、乙の負担により、所有機器等を速やかに撤去する。撤去工事に伴って生じる建物の修復に要する費用は乙の負担とする。

8 業務従事者

- (1) 乙は、契約後速やかに、自社員の中から主たる業務の実施に必要な業務従事者を必要人数配置する。
- (2) 業務従事者は、昇降機の保守・点検に係る実務経験を有し、本業務の主たる業務を現場において担当する。
- (3) 乙は、業務従事者の雇用を証明する書類（健康保険証等）の写しを添付した業務従事者経歴書（別紙2）を甲に提出する。
- (4) 乙は、契約期間中に業務従事者を変更する時も同様に、事前に業務従事者経歴書を甲に提出すること。
- (5) 乙は、緊急時の対応等、業務の都合上やむを得ない場合に限り、一時的に業務従事者に代わり、代替要員により本業務の主たる業務を現場において行うことができる。代替要員は、業務従事者に求められる資格及び実績を有する者とする。

9 業務主任

- (1) 乙は、契約後速やかに、業務従事者の中から委託業務の技術上の管理をつかさどる者（以下「業務主任」という。）を1名以上選任する。
- (2) 業務主任は、以下の全ての項目に該当する要件を満たす者とする。
 - ア 建築基準法第12条第3項に規定する建築設備等検査員に含まれる昇降機等検査員の資格を有する者
 - イ 委託する昇降機設備と同型又は類似の昇降機の保守・点検について、5年以上の実務経験を有する者
- (3) 主たる業務の実施に際しては、業務主任は原則として現場に常駐し、業務従事者を統括し、指揮・監督を行う。
- (4) 乙は、昇降機等検査員資格者証の写しを添付した業務主任経歴書（別紙3）を甲に提出する。

10 連絡方法等

乙は、業務の着手に当たり、業務主任が勤務する事業所の所在地、電話番号及び連絡体制をあらかじめ書面（別紙4）で甲に提出する。

11 日程表等

- (1) 乙は、業務の着手に当たり、甲と協議のうえ業務日程表を作成し提出する。
- (2) 業務日程表に変更が生じた場合は、変更業務日程表を速やかに作成し提出する。

12 業務の報告

- (1) 乙は、保守・点検作業、定期点検及び緊急対応等を実施したときは、遅滞なく報告書を作成し甲に提出する。報告書は、計測値の記載、写真の添付等により、可能な限り、具体的な作業結果を記載する。
- (2) 点検箇所が「平成20年3月10日国土交通省告示第283号」別表の（に）判定基準に該当する場合（異常及び劣化が著しい箇所）については、修理方法及び修理費用の見積りを作成し提出する。
- (3) 乙は、本業務の実施状況、結果等について、甲に対し都度説明を行う。
- (4) 乙は、点検の実施により、消耗品及び雑材料以外で次年度に整備すべき内容が想定される場合、これらを併せて報告する。

13 業務の引継ぎ

- (1) 乙は、本業務の着手に当たり、前年度の点検結果等について、前年度の受託者から確実に引継ぐ。
- (2) 乙は、本業務の終了にあたり、点検結果等を次年度の受託者に確実に引継ぐ。業務の引継ぎに当たっては業務引継書（別紙5）を作成し、甲に提出する。
- (3) 本業務の履行内容について疑義が生じた場合、甲の求めにより、乙は、業務の履行状況、点検結果等に関して、契約期間の内外に係わらず説明を行う。説明に当たっては必要に応じて現地に赴く等、誠実な対応を行うこと。

14 守秘義務

乙は、正当な理由なくして、本契約及びその遂行上知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。この契約の終了以降も同様とする。

15 その他

- (1) 乙は、甲が別途契約する委託業務等に関連する業務がある場合、甲の指示により、当該関係者と協力し業務の円滑な進捗を図る。
- (2) 本業務に使用する材料は、昇降機設備製造者が製造・供給又は指定する部品とし、良好な品質のものとする。
- (3) 乙は、業務の実施に伴い発生する廃材、塵、廃油、その他すべての発生材を速やかに構外に搬出し、関係法令等に従い適切に処理する。
- (4) 当施設は、入口から処分地まで約5 kmの構内道路が続いており、入退出については、タグカードで管理を行っている。また、構内道路は大型車両（主に10 t車）が多く通行する等、特殊な状況下であることから、以下の内容を遵守し、事故の防止に努めること。
 - ア 構内は、制限速度30 km/hを守ること。
 - イ 構内は、2輪車での走行を禁止する。
 - ウ 構内を走行する際は、パトライト（橙色又は黄色）を車両の屋根等に設置し、ヘッドライトを点灯すること。パトライトは、原則、受注者の責任において用意すること。
 - エ その他、監督員から指示があった場合は、従うものとする。

消耗部品及び材料 (POG 部品)

作業に必要な次に掲げる消耗品については、乙の負担とする。

- ヒューズ
- 抵抗管 (リボン型抵抗管は除く。)
- Vベルト
- 油芯 (繊維)
- ドアシュー (戸の脚)
- 照明用ランプ、スターター
- インジケータ用ランプ
- かご内操作盤・乗場ボタン用ランプ
- 停電等用ランプ
- 点検用オイル・グリス類
- 補充用油
- ウェス・サンドペーパー
- ビス・ナット・ワッシャー
- カーボンコンタクト
- フィンガー
- 回転カーボンブラシ
- リード線

(注1) ランプ類には、ネオン管、インテリア照明、その他特殊な発光体は除く。

(注2) 巻上機ギアオイル、油圧式昇降機の作動油及び緩衝器作動油は除く。

業務従事者・代替要員 経歴書

会社名

所属部署

氏名

保守・点検に係る資格等（保有している場合）

昇降機等検査員 ・ その他の社内資格等（名称： _____ ）

取得年月日

番号

昇降機設備保守・点検業務に携わった経歴

所属	期間	具体的な業務内容
	～	
	～	
	～	
	～	
	～	

(注) 添付書類

- ・ 雇用証明書又は健康保険証等の写し
- ・ 昇降機等検査員資格者証、保守・点検に係る社内資格の写し（保有している場合）

業務主任経歴書

会社名

所属部署

氏名

昇降機等検査員資格

取得年月日

番号

同型又は類似の昇降機設備に係る保守・点検実績（5年以上の経歴を記載すること）

製造者	機種・型式	仕様				保守・点検 実績(年数)
		駆動方式	機械室の 有無	定格速度	その他	
		ロープ式・油圧式・ ()	有・無	中低速・高速		
【特記事項】						

- ・仕様欄は、該当するものを○で囲む。()内は表記のないものを記入。
- ・定格速度は、速度が105m/min以下のものを「中低速」に、速度が120m/min以上のものを「高速」に分類。

(注) 添付書類

- ・雇用証明書又は健康保険証等の写し
- ・昇降機等検査員資格者証の写し

連絡体制表

本社	
会社名	
所在地	
代表者氏名	
電話番号	
ファックス番号	

業務主任が勤務する事務所	
業務主任氏名	
事業所	
所在地	
電話番号	
ファックス番号	

業務主任が不在の場合の連絡先	
事業所	
所在地	
電話番号	
ファックス番号	

緊急時に60分以内に専門技術者を本業務の履行場所に常時派遣できる拠点施設	
事業所	
所在地	
到着に要する時間	
移動手段	

24時間情報監視センター（遠隔監視の場合）	
事業所	
所在地	
電話番号	
ファックス番号	

業務引継書

昇降機設備の保守・点検業務委託の契約満期に伴い、業務の引継ぎが完了したので報告します。

業務件名

契約期間 年 月 日 ～ 年 月 日

引継実施日 年 月 日

引継内容 別紙引継事項参照

(本件受託者)

会社名

所属

業務主任氏名

(後任者)

会社名

所属

業務主任氏名

引 継 事 項

	処理方法、意見等
要重点点検項目	
要是正項目	
その他の懸案事項	

(注) その他の引継資料があれば本引継書に添付すること。

業 務 完 了 届

令和 年 月 日

京 都 市 長

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

下記のとおり委託業務等が完了しましたので通知します。

記

委託業務等名

履 行 場 所

履 行 期 間

委 託 料

完 了 年 月

請 求 書

(別紙7)

請求書番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

税込み請求金額	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一	円
---------	----	----	----	---	----	----	----	---	---	---	---	---	---

※ 金額の先頭に「¥」等を記入してください。

(宛先)京都市長

請求日									
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

請求者	住所
	氏名

※ 法人・団体の場合は、所在地、法人・団体の名称、請求権限のある方(代表取締役、理事長、代表者から委任を受けた支店長等)の職名・氏名を記入してください。

請求の概要	
-------	--

請求の内訳	品名、寸法形状、業務内容等	単価及び数量・単位	金額	備考

[消費税率が通常と異なる場合] <input type="checkbox"/> 税率改定前取引のため旧税率適用 <input type="checkbox"/> 経過措置により旧税率適用 <input type="checkbox"/> 軽減税率適用	税抜き合計		←端数処理前
	税込み請求金額		←1円未満切捨て

※ 内税・非課税等の場合は、「税抜き合計」は空欄でも構いません。

振込口座	<input type="checkbox"/> 登録済みの口座(1口座のみ登録)→以下記入不要です。 <input type="checkbox"/> 登録済みの口座(複数口座を登録)のうち、下記の口座→口座番号まで記入してください。 <input type="checkbox"/> 登録していない下記の口座→全て記入してください。											
	金融機関名	店舗名	預金種目	口座番号								
			<input type="checkbox"/> 普通(総合) <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄 <input type="checkbox"/> その他									
	口座名義 (フリガナ)											
口座名義 (漢字等)												

※ 原則として、請求者の名義の口座を記入してください。
 ※ ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名(漢数字)・預金種目・口座番号を記入してください。

京都市東部山間埋立処分地(エコランド音羽の杜)全体図

